



内閣総理大臣 小泉純一郎様  
衆議院議長 河野洋平様

「日本国憲法の改正手続に関する法律案」の廃案を求める要望書

世界 122 カ国にネットワークを持つ、日本のYWCAは、世界中の人々が平和の内に生存するためには非武装を明記した日本国憲法 9 条を守るべきであることを確信しています。

「日本国憲法の改正手続に関する法律案」は、日本国憲法の理念に立って憲法改正に対する国民の意思を正しく問う法案ではなく、改憲を前提とした道筋づくりであると考えます。改憲がめざすものは自民党の新憲法草案で明らかのように、憲法 9 条を改悪し、集団的自衛権の行使を可能にし、日本が米軍と一体となって、世界の人々に対して、戦争をする国となることです。

特に「日本国憲法の改正手続に関する法律案」は、憲法 96 条の過半数規定に対して、有権者の過半数・投票総数の過半数ではなく、有効投票数の過半数として、少数でも改定できるようにしています。最高法規である憲法の改定です。有権者が十分に情報を収集する期間が必要であるにも関わらず、告知期間が 60 日～180 日ではあまりにも短かすぎます。有権者の年齢に関しても、20 歳以上としています。日本に暮らすすべての人々に影響する憲法です。より年齢を低くすると共に、永住外国人など最大限広げるべきです。最低投票率が設定されていないことも問題です。憲法改定の承認についての有権者の意思が十分反映されるように投票率が一定の割合に達しない場合は無効とする扱いを定めるべきです。また、公務員や教育者の運動を禁止・制限する規定は国民の投票運動の自由を侵害するものです。そして、憲法改正項目は「関連する事項ごとに区分して行なう」となっており、一見、一括発議を避けたように見えますが、その可能性がなくなったわけではありません。多くの国民の意思を正確に投票時に反映されるためには個別の条項ごとに投票できるようにすべきです。

世界に仲間を持つ私たち、日本のYWCAは「日本国憲法の改正手続に関する法律案」の国会上程に反対し、廃案を強く要望いたします。

2006 年 5 月 28 日

日本 YWCA

釧路 YWCA・札幌 YWCA・函館 YWCA・弘前 YWCA・仙台 YWCA・福島 YWCA・浦和 YWCA・東京 YWCA・横浜 YWCA・湘南 YWCA・平塚 YWCA・甲府 YWCA・新潟 YWCA・静岡 YWCA・浜松 YWCA・名古屋 YWCA・京都 YWCA・大阪 YWCA・神戸 YWCA・広島 YWCA・呉 YWCA・松山 YWCA・福岡 YWCA・長崎 YWCA・熊本 YWCA・沖縄 YWCA